# 構造改革特別区域計画

- 1.構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県利根郡みなかみ町
- 2. 構造改革特別区域の名称 谷川連峰・みなかみ町どぶろく特区
- 3 . 構造改革特別区域の範囲 群馬県利根郡みなかみ町の全域
- 4. 構造改革特別区域の特性
- (1)みなかみ町の位置

本町は群馬県の最北端に位置し、北は新潟県と接して平ヶ岳、谷川岳、三国山等で県 境を画し、これら山岳地帯は上信越高原国立公園として指定されている。

本町の面積は、780.91km<sup>2</sup>、群馬県全体に対しての比率は12.3%と県内最大の面積を有するが、谷川岳に象徴されるように山岳が多く、町の面積の90%以上を山林が占め、中央を谷川連峰に源をもつ利根川と赤谷川が南下し、二つの川の流域に町が形成されている。

このような地形から、利根川の源流域として5つのダムが設置されており、東京をは じめとする首都圏の経済や生活を維持する大切な水源地域となっている。

本町の標高は、300mから2000mまでにわたり、山間地としての特殊性がうかがわれ、地域における産業や生活に様々な制約を与えているが、山岳、森林、高原、湖沼、河川、渓谷など変化に富んだスケールの大きい自然は国内でも有数の観光資源であり、加えて豊富な温泉もある。

(2)みなかみ町の人口(平成17年国勢調査)

総人口・・・・23,303人(男11,177人 女12,126人)

世帯数・・・・8,019世帯

(3) みなかみ町の総面積(平成16年1月)

総面積・・・・780.91km<sup>2</sup>

宇 地・・・・ 6.8 4 km<sup>2</sup>

田 畑・・・・ 26.23km<sup>2</sup>

原 野・・・・ 28.31km<sup>2</sup>

山 林・・・・7 1 9.5 3 km<sup>2</sup>

# (4)現状と課題

本町は、日本一大きな「板東太郎(利根川)」の源流にあり、さらに谷川連峰の「一ノ倉沢・マチガ沢」に代表されるように国内第一級の山岳観光資源を有し、その自然を生かして、町内には10カ所のスキー場、また15カ所の温泉地が点在し、旅館78軒、民宿85軒、ペンション28軒等、合計191軒の宿泊施設がある。

昭和60年の関越自動車道の全線開通、上越新幹線の上野駅乗り入れ等、高速交通網の整備により温泉とスキー客を中心に増加し、平成7年度のピーク時には宿泊・日帰りを併せた入り込み客数は432万人であったが、平成16年度には388万人と減少傾向にある。

また、高速交通網の整備により首都圏から時間的距離の短縮で、日帰り客、あるいは 週末集中といった傾向にあり、平日の誘客対策及び入り込み客をいかに滞在型にするか が重要な課題となっている。

本町は東京からの立地条件から、関東の奥座敷として多くの観光客に親しまれてきた。 春は山の新緑、夏は利根川・赤谷川の清流に親しみ、谷川連峰の登山やハイキング、秋 は渓流の紅葉、冬にはスキーと温泉など四季を通じて若者から熟年までの幅広い方に親 しまれている。

現在では余暇の過ごし方が多様化し、観光も団体旅行から個人旅行へ、目的も単に宿泊して温泉につかりのんびりするといったスタイルから参加活動型に変わっている。

しかし、ニーズの多様化により、スキー客の入り込みは平成7年度に110万人ほどあったものが平成16年度には56万人と、人数で54万人・率で49%の減少となり、今後もこの傾向が続くと予想される。

こうした中で本町は、平成17年10月1日に月夜野町、水上町、新治村の2町1村で合併し、新町の建設計画で「森を育み生命を運ぶ・利根川源流の町」を将来像として定め、まちづくりに取り組んでいるところである。

#### 5. 構造改革特別区域計画の意義

ここ数年来の観光客の激減は宿泊施設、土産物店等の商店のみならず、観光農園や農産物の直売を行う農家にも影響し、地元経済に大きな打撃となっており、観光客を呼び戻すための方策づくりが急務の課題となっている。

本町では、平成17年度から「おもてなしの心」を基本とした「10万人増客大作戦」を展開し、住民の意識改革を図るとともに広大な山岳・森林地域の自然を守りつつ、訪れる観光客に多様かつ魅力あるアウトドア・レクリエーションや自然体験、農山村の歴史文化体験等の体験・交流事業に取り組んでいる。

特区を活用した濁酒製造を行うことは、単に特産品を一つ増やすものではなく、「おもてなしの心」の具現化であり、さらに地元の農産物を活用した郷土料理や酒類、地域の歴史文化に触れる機会を充実するものであり、特徴ある誘客策として重要な施策である。また、濁酒を活用したイベント情報、農業・林業・自然 体験等の体験・交流情報

を発信することにより、今以上に都市と農山村の交流機会が拡 大することが期待でき、 ひいては町の活性化につながると考える。

#### 6. 構造改革特別区域計画の目標

本町は平成17年10月の3町村の合併を機に「谷川連峰・水と森防人宣言」という 基本理念を創設し、景観を大切にし自然との共生考えた、豊かな自然環境資源を活かし たまちづくりに取り組んでいる。

このような理念を踏まえながら、豊かな山岳観光資源や農山村文化等を活用し、「利根川源流の町」として今以上に都市(下流域)との交流の拡大に努める。

本町は単に温泉を主体とした観光地としてではなく、春・夏・秋のラフティング・パラグライダー、冬のスキー、また各種の農林業体験ができるほか、郷土料理や民宿等で自ら作った米で濁酒を提供する等、多面的な機能を持つ観光地づくりを目指しており、これらの拡充・強化を図ることで定期来訪者や都市と農山村の交流を推進し、低落する町経済の活性化を図るとともに観光の町の復活を目標にしている。

# 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町はこれまで温泉と冬季シーズンのスキー産業を中心に誘客活動を行ってきたが、 観光客の総数は平成7年度の432万人をピ-クに平成16年には388万人と、減少 傾向に歯止めがかからない状況となっている。この減少数は全体の44万人減に対して 冬季のスキー客54万人減と全体の減少数を大幅に上回っている。このようにスキー客 は大幅に減少しているものの、グリーンツーリズム等の取組もあり、一般観光客は10 万人の増加となっている。

そこでこの特区を活用し、濁酒の製造を行うことでの魅力あるメニューづくりによる 新たな楽しみの提供とともに、本町の豊かな自然にふれることでリピーターの増加が見 込まれ、その結果、観光客の増加により地域の活性化が期待できる。

また、この地域活性化により、これまでグリーンツーリズム事業に関心のなかった民宿・ペンション等の宿泊事業者が新たにグリーンツーリズム事業に参入することも期待でき、初年度は1件で始まる予定の濁酒製造宿泊業者も5年後には5件程度になることが期待できる。

# 観光客の増加

地域の魅力が向上することで、観光客の増加が期待できる。

	16年度実績	19年度目標	23年度目標
日帰り客数	2,687,987 人	2,700,000 人	2,760,000 人
宿泊者数	1,194,789 人	1,200,000 人	1,240,000 人
観光客総数	3,882,776 人	3,900,000 人	4,000,000 人

#### 新規起業

自家製による酒類製造業の起業が期待できる。

	現在	19年度目標	23年度目標
自家製による酒類製造件数	0 件	1 件	5件

### 8.特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

- 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
- (1) グリーンツーリズムの推進(体験学習プログラムの充実)

みなかみ町野外学習センターにおいて、森林を散策しながら木の話や水源を育む森林の役割を学習する森林体験、間伐や下草刈りなどを体験する山仕事体験、きのこ・山菜などの山の幸を収穫し食する、きのこ・山菜取り体験、竹でいかだ作りを行ういかだ作り体験、また一部民宿等で田植え・稲刈り体験を行っているが、構造改革特別区域内の農家民宿をグリーンツーリズムの担い手として、野外学習センター、観光協会、旅館組合、農協、商工会等と協力して体験メニューの拡大・充実を推進し誘客を図る。

# (2)人材を使った観光の推進

本町内には様々な分野で卓越した技術や知識を身につけた人たちがたくさん住んでいる。そこで、こうした人々がそれぞれの得意分野を活かすことにより、観光客に本町の魅力をより深く知り、安心して観光を楽しんでもらう組織として平成17年度に「みなかみ町野外学習センター」が誕生した。

現在、みなかみ町野外学習センターには76名の専門家が登録し様々な体験メニューの事業を展開しているが、更に推進を図る。

#### (3) インターネットを活用しての情報発信

観光情報の提供はインターネットの活用が一番適しているので、イベントの開催情報、体験メニュー及び実施時期、また春夏秋冬の適季・適時に花・紅葉等の情報を的確に発信できることから、更に活用を促進する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

# 別紙

1.特定事業の名称

番 号:707

特定事業の名称 : 特定農業者による濁酒の製造事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で農家民宿等の酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、料理飲食店等)を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒製造・提供しようとする者

- 3 . 当該規制の特例措置の適用の開始の日本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4.特定事業の内容
  - (1)事業に関与する主体 上記2に記載の者で、濁酒製造免許を受けた者
  - (2)事業が行われる区域 群馬県利根郡みなかみ町の全域
  - (3)事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類の製造免許を受けた日以降

(4)事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、地域の郷土料理とともに手作りの酒を宿泊者などに提供することで旅の付加価値が増し、従来のリピーターのみならず新たな誘客を図ることで観光関連事業の振興、活性化が図れる。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン(飲食店)、農家民宿、旅館、ペンションなどを併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、首都圏からの立地条件から年間を通じて多くの観光客が訪れる本町にとって、アウトドアレクリエーションや農業・自然体験とともに手作りという大きな付加価値を持った濁酒の提供はお客様の満足度を高めることができ、地域の活性化にもつな

がるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合は、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

また、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、町の広報の活用や現地指導により周知の徹底を図る。